

相活士月刊メールマガジン 6月号 ～ VOL20～

相活士事務局です。第 20 回目のメールマガジンとなっています。  
最後までご一読下さい。

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆

目次

1. 相活協会主催セミナーのお知らせ
2. 年に1度の相活士新聞発行について
3. “更正の請求” 還付成功事例が続々と！～事務局からのメッセージ～
4. 家族信託は砂上の楼閣？(遺言相続ドットコムより)
5. 相活士オリジナル名刺について
6. 更新を迎える方へ
7. 相活士行動理念

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆

1.相活協会主催のセミナーのお知らせ

○日時 6月29日土曜日第一部14-16時、第二部16-18時

○場所 クリエイト紀尾井町6階セミナールーム

東京都千代田区紀尾井町3-31 地下鉄南北線永田町駅9a出口徒歩3分

○テーマ「いよいよ民法改正！遺言セミナー」

○講師 佐久間 寛(司法書士)

江幡 吉昭(相活協会代表理事)

○受講料 一般3,000円／相活士無料

○定員30名(先着)

定員がすぐに満席になりましたので、14-16時の回とは別に、第二部を設けました。時間は16-18時です。夕方からであれば参加できる方がいらっしゃいましたら是非ご参加ください。(第一部も第二部も同内容です)

○お申し込みについて

メールでも電話でも、ホームページの問い合わせからでも申し込めます。先着なのでご注意ください。また、セミナー終了後、相活士 ONLINE にセミナー動画をアップする予定です。

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆

## 2. 年に一度の相活士新聞について

3 月からアナウンスしております通り、「遺言相続ドットコム・マスコットキャラクター」の決定に伴い相活士新聞を紙で皆様のところへ郵送する予定です。マスコットキャラクターの著作権譲渡の交渉に時間を要しており、このままいけば 7 月中に相活士新聞の発行になる予定です。遅れておりました申し訳ありませんが今しばらくお待ちください。

☆☆★☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆

## 3. “更正の請求” 還付成功事例が続々と！～事務局からのメッセージ～

相活士の皆さんは、相続税の“更正の請求”についてはもうご存じですね。

「払い過ぎた相続税を取り戻しましょう！」というものです。

その更正の請求ですが、おかげさまで還付成功事例がどんどん増えてきました！

還付額も数百万円や1千万円超といった高額に及ぶ案件もよく目にします。

生命保険会社の営業職員の皆さまを中心に、相活士の皆さまからたくさんのご相談や同行のご依頼を受けますが、その案件数が増えてきたため、必然的に成功事例も増えてきた訳です。（現在、仕掛かり中の案件もまだまだあります。）

お客さま（相続人）はもちろん、そのきっかけを作ってくれた相活士の皆さんにもとても喜んでいただけてみんながハッピーですね！

遺言相続.comにも具体的事例を掲載していますのでぜひご覧ください。

第14回「相続税が戻ってきました！（更正の請求具体的事例②）」（2019.5.31）

第13回「相続税が戻ってきました！（更正の請求具体的事例①）」（2019.5.10）

ある程度の土地や不動産をお持ちの方や中小企業経営者の方は、大半の方が相続税申告・納税の対象になってきます。

特に、大都市圏やその近郊にお住まいの方であれば、30坪以上一戸建てをお持ちであれば、あっという間に相続税の基礎控除枠を超える（＝相続税を支払う必要がある）でしょう。

「相続税の支払いが大変だったわ…」

「3年前に納めた相続税、銀行や税理士さんに言われるがままにしたけど正しかったのかな…」

皆さんの親族や友人、お客さまにもこのような思いを抱いている方は少なからずいらっしゃるはずですよ。

今まではそんな声を耳にしても「へえ、そうなんだあ。私もよく分からないや…」程度にしかなかったでしょうが、相活士になった皆さまにとっては、まさにその声が“お役に立てるチャンス！ビジネスチャンス！”になってくるわけです。

では、相続税を取り戻せる可能性があるか、簡単なチェックをしてみましょう！

(皆さまも思い当たる方にこのチェックをしてあげてみてください。)

まずは以下の3つすべてに当てはまりますか？

- ①相続開始から5年10か月未満
- ②数百万円もの相続税を支払った（多ければ多いほどよい）
- ③土地を複数相続した

以上の3つすべてに当てはまる方は、相続税を払い過ぎている可能性ありです。

さらに次のチェックへ！

相続した土地について、以下のa. からf.のうち、いずれか1つに当てはまりますか？

- a. 500㎡以上の広い土地
- b. 2本（以上）の道路に面した土地
- c. いびつな形の土地（正方形や長方形ではない）
- d. 線路や踏切に接している土地
- e. 墓地に接している土地
- f. 傾斜のある土地や一部が崖となっている土地

あるいは上記以外にも、被相続人が中小企業の経営者で、会社所有の土地やビルがある場合も可能性はあります。

いかがでしょうか。

すでに相続税の申告・納税を済ませた方でも、少しでも不安がある場合はもう一度確認されることをオススメします。ダメ元で気軽にセカンドオピニオンとして専門家に見てもらうのがいいでしょう。（ぜひ私たち相続終活専門協会にご相談ください。）

「昔からお世話になっている税理士さんにやってもらったし…」といった心配もあるでしょうが、税務署に還付を請求し、認められれば還付金を受け取るだけの仕組みですので、お付き合いのある税理士さんに連絡する必要もありませんし、税理士に知られることもありませんのでご安心ください。

上記に当てはまる方が、今は周りにいなくても、今後、仕事やプライベートを通じて出会う可能性は大いにありますよね。

そのチャンスを逃さないように、しっかりアンテナを張っておきましょう。

相手の方から「相続税の支払いが大変だった」などと切り出してくれればいいですが、身内やお金に関するセンシティブな話題ですからなかなかそうはいかないと思います。

そこは、言ってもらえるための“きっかけ作り”が大切。日頃から種まきをしてきましょう！

きっといつかは相手の方から連絡、相談が舞い込んでくることでしょう。

誰でもできる簡単な“きっかけ作り”方法を一つ。

『遺言書、準備しませんか？』チラシと『相続税取り戻しませんか？』チラシをセットにしていつもカバンの中に忍ばせておき、いつでもお渡しできるようにしておいてください。

チラシをお渡しする際には「こんなご存じですか？」と一言添えて。

周りの人たちが知らないことを知っていて教えてあげるって、とても気分がいいですよ  
ね！

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

#### 4. 家族信託は砂上の楼閣？(遺言相続ドットコムより)

最近巷で話題の家族信託。民事信託の一種であり、「お父さんの財産は長男が管理する」という形で組まれる家族間の信託です。ところが 2018 年 9 月に東京地裁の判例が出まして、一部否認されました。実は現在組成されている家族信託の多くがこれから当初意図した通りに機能しなくなる可能性が出てきたわけです。

皆さんもお客さんに「家族信託しようかしら」と言われたら、「2018 年 9 月の東京地裁の判例ご存知ですか？家族信託は砂上の楼閣かもしれません。そうであるならば保険に入っておいた方が確実ですよ」と最低言えるようにしておきましょう。

詳細は以下です。

<http://egonsouzoku.com/magazine/178.html>

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

#### 5. 相活士オリジナル名刺について

早速、ご注文をいただいておりますが、相活士オリジナル名刺についてリマインドさせていただきます。

以下の通り相活協会事務局にご依頼いただければ 1 か月あまりで皆様のお手元に到着いたします。有料ですが、かなり高級感のある名刺ですので作成いただければと存じます。

##### A.名刺に書けるもの

○皆様のお名前 ○皆様の携帯電話番号

※変更できないもの

住所は「相続終活専門協会」の住所である東京都千代田区紀尾井町4-1ニューオータニガーデンコート8階という記載になります。固定電話やファックスも事務局の電話番号である 03-5210-1238、ファックス 03-5210-1233 となりますのでご了承

ください。

**B.枚数と料金（料金は税別です。ご注意ください）**

100 枚	3000 円
200 枚	3500 円
300 枚	4000 円
400 枚	4500 円
500 枚	5000 円
600 枚	5500 円
700 枚	6000 円
800 枚	6500 円
900 枚	7000 円
1000 枚	7500 円
1500 枚	8000 円
2000 枚	8500 円

配送料は一律 200 円（税別）となります。

※例えば、500 枚ご注文の場合、5,000 円+200 円=5200 円、消費税 8 %込みで 5,616 円となります。

**C.名刺作成の依頼**

事務局あて、電話かメールをお願いします。その時に必ず

○皆様のお名前フルネーム（フリガナ） ○携帯電話番号 ○必要枚数  
の 3 点をご記載ください。

お支払いは 別途請求書払いをお願いします。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

**6. 更新を迎える方へ**

相活士取得から 1 年が計画する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。

年間更新料は本来 500 円×12 か月=6,000 円（税別）でしたが、

当面の間 50%オフにし、250 円×12 か月=3,000 円（税別、税込みだと 2019 年は 3,240 円）にいたします。

※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、事務局(03-5210-1233 もしくは [info@sokatsu.jp](mailto:info@sokatsu.jp))にご一報いただければと存じます。

皆様のお手元には①口座自動引去の用紙、②返信用封筒、③更新チラシが送付されますので、

① の口座引去りの用紙にご記入の上、②の返信用封筒で投函ください。

①の書類が確認できましたら、2019年度の会員証を郵送いたします。

※なお、ご希望の方には年会費の銀行振り込みでの更新も対応いたします。ご希望の方は協会へご一報ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 7. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします

具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール [info@sokatsu.jp](mailto:info@sokatsu.jp)

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆